

第2回 福岡市立学校給食運営検討委員会 議事録

1 開催概況

- (1) 日 時：平成21年10月27日（火） 14:00～16:30
- (2) 場 所：福岡市学校給食センター 給食会館 2階会議室
- (3) 出席委員：秀平キヨミ委員長，永野繁一副委員長
松田瑞恵委員，新飼恵子委員，函師不二子委員，古河満子委員，
宗像壽子委員，杉山大樹委員，増川郁子委員，梅林秀巳委員，
祐成典子委員，井上真理子委員，川原圭子委員，山野みよ子委員，
高山泰徳委員，西村孝志委員，野野忠雄委員（以上17名）
- (4) 事務局：7名

2 議事録（要旨）

(1) 議題1：パンの持ち帰りについて

- ア 配布資料に基づいて，要約して事務局から説明があった。
- イ 前回の議論について主な内容の紹介があった。
- ウ 問題解決の方向性の決め方について，委員長から事務局へ確認があった。
（これに対して事務局から「基本的に次に本格協議する機会での意見集約を期待し，それを受けたのち，教育委員会議に集約結果を報告して方針を固めていく。」という流れを想定している旨の説明があった。）
- エ 自発的な意見交換を委員長が促したが，特に発言がなかったため，学校現場を預かる学校長の意見について，委員長が発言を求め，次のとおりの意見が表明された。
 - ・ 全市統一した取り扱いが必要ならば，個々の家庭はアレルギー児童等いろいろな家族で構成されている状況もあるため禁止の継続は致し方ないとする。
 - ・ 以前から持ち帰り禁止が徹底されている中学校においては，保護者からの苦情等は特に無いが，生徒からはもったいないという意見は聴く。10月から食べ残しパンのリサイクルが始まったので生徒に対する説明はしやすくなった。持ち帰り禁止の解除は，放課後の生徒指導上の対応等も必要とするため，このままの継続を望む。
 - ・ 持ち帰りの禁止を解除した場合は，イジメやイタズラによる事故等の誘発も予想される。禁止解除は慎重に考える必要がある。

オ 学校現場の意見を聴いたうえでの、保護者代表の感想等について、委員長から発言の求めがあり、次のとおり感想等が表明された。

- ・ 自己責任の考えから、「持ち帰っていい。」との意見は多い。
- ・ 市立小中学校の全部のつぎ残し米飯と中学校の食べ残しパンやおかずのリサイクルが始まって、焼却処分していたときより、持ち帰り支持者のトーンは下がってきているように感じる。

無理してまで、持ち帰り禁止の解除を選択しなくてもよいと思う。

- ・ 委員個人の意見を今まで言ってきたが、自分の周りには、持ち帰り禁止の解除を支持する意見は多い。男性はどちらでもよいとする人も多いが、特に女性の場合は圧倒的に持ち帰り支持が多い。

カ その後の自由討論において、「食中毒を起こさないことが重要。パンも生鮮食料品という意識をもって対応すべきで、残ったものは廃棄すべきものとするのが妥当ではないか。」と意見があった。

キ 意見もほぼ出尽くした感となったこと及び一部の区のPTAが独自にアンケートを実施した経緯があったことを踏まえ、委員長からPTA代表の委員に、PTAとしての意見集約のステップを踏むことの必要性の有無について確認があった。

(PTA委員を代表して、副委員長から「市議会でも議論され、多くの保護者も非常に関心が高い問題で、PTA全体としての意見を述べるなら持ち帰って検討したい。」旨の発言があった。)

ク 意見集約の方法に関して議論となり、教育委員会やPTAが、仮にアンケートを実施するとしても、質問の仕方や内容に相当の配慮が必要となること、また、アンケート自体を実施することについて考えるべきものとの慎重意見があった。

ケ 持ち帰り支持者における異物混入の実態認識状況や異物混入の確率が低いことを理由として禁止解除措置を教育委員会が行うことの妥当性について疑問が出され、異物混入の現実が持ち帰り議論の前提にきちんと踏まえられていないような状況が伺われる現状報告があった。

コ 「持ち帰りか禁止か二者択一の選択以外の手法、例えば、保護者が念書を提出した児童生徒のみ持ち帰り可とする等の選択肢もあるのではないか。また、パンだけの問題ではなく、遠足の際に出されるお菓子の持ち帰りについても、持ち帰り禁止の面からは、同様に考える必要はないのか。」との意見もあった。

サ パンの持ち帰り問題については、先ず、PTA内部の意見集約を待つこととなり、12月に予定する第4回の会議で引き続き審議することとなった。

なお、委員長から持ち帰り禁止解除後に、事故が発生した場合の市側の損害賠償責任について確認が必要であるので、次回の会議に説明するように指示があった。

(この指示に対して事務局から「念書の提出のケースも踏まえて、福岡市としての考え方を第3回の会議に報告する。」旨の説明があった。)

(2) 議題 2 : アレルギー除去食の拡大について

ア 配布資料に基づいて事務局から報告があった。

イ 報告に対し、次の質問が出された。

(ア) 新たに除去食の対象となった児童数は何人か。

(これに対して事務局から「現在把握中だが、概ね 60 名程度になるものと予想している。」と説明があった。)

(3) 議題 3 : パンの残滓減の取り組みについて

ア 配布資料に基づいて事務局から報告があった

イ 報告に対しては、特に意見等は無かった。

(4) 議題 4 : 給食コンテストについて

ア 配布資料に基づいて事務局から報告があった。

イ カラー刷り写真を掲載された学校宛報告資料 (A3 版) が追加配布された。

ウ 報告に対しては、特に意見等は無かった。

(5) 議題 5 : 次年度給食費について

ア 配布資料に基づいて、主に次の内容について事務局から説明があった。

(ア) 1 食当たり給食費単価とおかずへの充当割合の推移

(イ) 平成 21 年度給食物資の対平成 12 年度比較での上昇率

(ウ) 政令各市の給食費の現状と改定経緯

(エ) 平成 20 年度に設置されていた給食費検討委員会の議事録要旨及び審議資料

イ 本検討委員会が給食費を決定するのかどうか、委員長から事務局へ確認があった。

(これに対して事務局から「教育委員会事務局で案を固め、教育委員会議に付議したのち予算案に計上し、市議会での審議を経て市議会で決定されること。本検討委員会においては、現下情勢における引き上げの妥当性や引き上げ幅の考え方等についての意見集約をお願いしたい。」旨の説明があった。

ウ 本日は、基本的な質疑と意見交換を行うこととなり、次の意見等があった。

(ア) 食材が値上がりしたとの報告であるが、給食費の未納分に、給食費財源が充てられているために、使える金額が目減りしているのではないか。

(これに対して事務局から「給食費の未納については、一旦一般財源から立て替えて滞納整理によって回収することとしており、未納のために給食費が目減りしていることは無い。」旨説明があった。)

(イ) 前回の改定から既に10年も経過しているが、もう少し小刻みに改定をしていくことの制度化も検討したほうがいいのではないか。

エ 事務局から、「多くの政令市が厳しい経済状況の下においても、値上げしてきている状況もあるが、九州地区の経済状況は引き続き特に厳しい状況であることから、市議会への値上げ予算案の提出可否の見極めも要する。第3回会議において、上層部の意向等も踏まえて、引き続き審議をお願いしたい。」旨の説明があり、委員一同の了承があった。

4 その他

(1) 次回の会議日程

委員長から、11月中旬の開催とすることの提案がなされ、開催日については、速やかに通知することとされた。